

博物館機能強化推進事業

令和8年度要求額
(前年度予算額)

621百万円
369百万円)

資料5



背景・課題

令和5年4月改正の博物館法により、博物館資料のデジタル・アーカイブ化などの新たな業務が付加されるとともに、地域の活力向上のために関係機関と連携することなど、博物館の新たな役割が規定されることとなった。新たな法の趣旨を実現するためには、博物館が資料のデジタル・アーカイブ化や自身のDXの取組を積極的に進めつつ、文化芸術の価値を活かしながら、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野において、中核としての役割を果たす存在となる必要がある。この観点から、特に、5年間の経過措置期間（令和9年度まで）を集中期間として、博物館の資金・人材・施設等の基盤を強化し、特色ある取組を全国各地で推進する。

※博物館には、美術館、科学館、動物園、水族館等が含まれる。

事業内容

法改正を踏まえ、博物館のデジタル・アーカイブ化の取組や地域に貢献する特色ある取組を支援するとともに、新たな制度が効果的に運用されるよう基盤の整備を図る。

(1) Innovate MUSEUM事業 510百万円

① Museum DXの推進 77百万円

博物館資料のデジタル・アーカイブ化とその公開・発信や、博物館における業務のDXに効果的に取り組む館の事業を支援し、データの活用や業務フローの効率化を図る。

- 件数・単価：i) デジタルアーカイブ推進体制構築型 50百万円【補助率：定額】
ii) 博物館DX推進型 27百万円【補助率：2/3】

② 社会課題対応と博物館の機能強化支援 398百万円

これからの博物館が新たに求められる社会的・地域的な課題（地方創生、都市再生、人口減少、社会包摂等）や博物館の収益課題への対応に先進的に取り組む事業を支援し、その内製化と横展開を目指す。

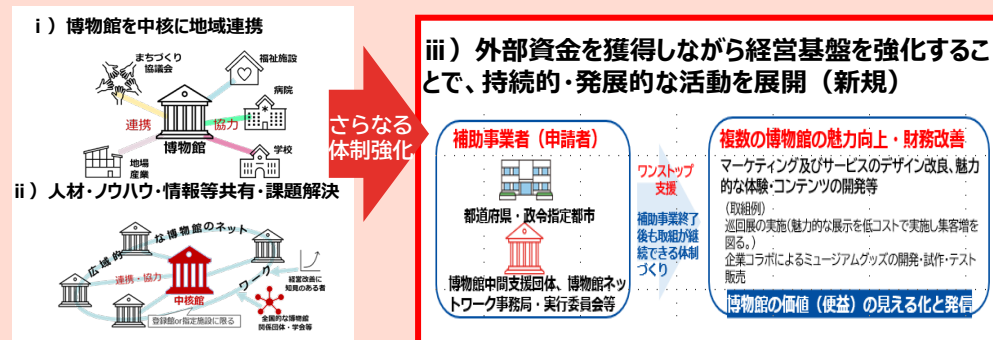
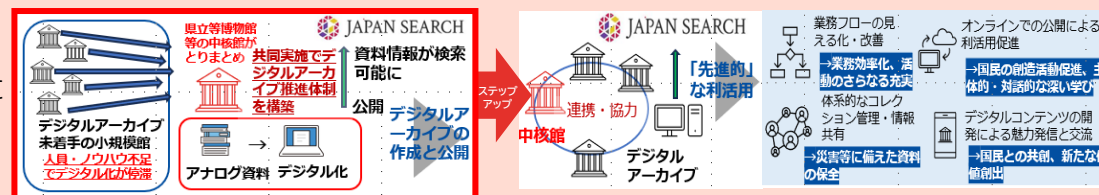
- 件数・単価：i) 地域課題対応型 81百万円【補助率：定額（次年度以降、2/3、1/2）】
ii) ネットワーク型 97百万円【補助率：定額（次年度以降、2/3、1/2）】
iii) 経営課題対応型 200百万円（新規）【補助率：2/3】
iv) 民間博物館活用型 200百万円【補助率：定額】

※委託事務費 35百万円（①②）

(2) 新制度におけるミュージアム応援事業 111百万円

博物館法の改正を踏まえて、i) 新たな登録制度の価値を高めるための積極的なプロモーション、ii) 博物館活動の質を高めるための体制整備、iii) 博物館人材養成・質の向上に資する研修等の実施など、博物館の活動を後押しする基盤を構築する。

- 件数・単価：i) 新たな登録制度の価値を高めるための積極的なプロモーション 2件×10百万円（登録博物館等のプロモーション、博物館職員等の在外派遣）
ii) 博物館活動の質を高めるための体制整備 1件×36百万円（博物館への専門的人材派遣）
iii) 博物館人材養成・質の向上に資する研修等の実施 55百万円（学芸員資格認定、国による学芸員研修等）



アウトプット(活動目標)

- 支援した博物館による課題解決や博物館の新たな価値創出の取組の数

令和6年	令和7年	令和8年
28	29	34

- 博物館人材養成・質の向上に資する研修等に参加する数

令和6年	令和7年	令和8年
430	430	430

短期アウトカム(成果目標)

初期（令和8年頃）

事業による取組への支援と横展開、博物館職員への研修を通じ、地域の主体や博物館同士の連携による課題解決や価値創出に取り組む博物館が増加。（達成度70%）

中期（令和10年頃）

登録博物館及び指定施設での取組の浸透。（達成度100%）

長期（令和15年頃）

登録・指定館が増加するとともに取組がさらに多くの館園に広がる。

長期アウトカム(成果目標)

博物館界全体に、課題解決に向けた地域等との連携や新たな価値創出の取組が浸透することで広く国民に博物館の社会的価値が認知される。

博物館の活動基盤が強化されることで、博物館がより充実したサービスを国民に提供し、もって国民の教養や創造活動に資することができるようになる「好循環」が形成される。

(担当：文化庁企画調整課)

現代的課題に対応した劇場・音楽堂等の総合的な機能強化の推進

令和8年度要求額
(前年度予算額)

5,285百万円
3,669百万円

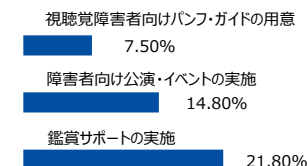


現状・課題

劇場・音楽堂等は、世界の芸術をリードする創造発信や、地域における文化拠点としての役割を果たすことが求められている。

「劇場・音楽堂等の活性化に関する法律」の施行から10年以上が経過しており、これまでの取組成果を検証しつつ、今後10年間を見据えながら、劇場・音楽堂等が、①地域の核として、②世界に響く芸術の拠点として、資するよう、場としての運営強化や、場で取り組まれる舞台芸術活動等の強化を図る。

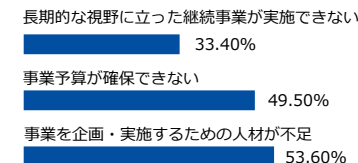
配慮を要する利用者対応の実施内容



▶対応不足

(公財)全国公立文化施設協会
調査(令和5年度)

事業運営にあたっての課題



▶根本的検討・対応必要

(公財)全国公立文化施設協会
調査(令和6年度)

事業内容

国際的
水準

- 劇場法10条・11条
- 経済財政運営と改革の基本方針2025(劇場)

■共同制作事業

新たな質の高い創作活動 105百万円
・複数の劇場・音楽堂・実演芸術団体等が共同実施する新たな創造活動(新作、新振付)等に対して支援。

<補助>

■総合支援事業

我が国の実演芸術の水準向上 718百万円
・我が国を代表する牽引力のあるトップレベルの劇場・音楽堂等が行う国際的水準の公演活動や人材養成プログラム、普及啓発等、戦略的かつ意欲的な取り組みを総合的に支援。

<補助>

<成果等の明確化>

日本芸術文化振興会を通じた助成金(■)については、求める成果・審査基準をより明確化し、重点支援、優先採択を実施

鑑賞
機会

- 劇場法12条・13条・15条
- 差別解消法改正
- 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律
- 経済財政運営と改革の基本方針2025(劇場、子供鑑賞)

○劇場・音楽堂等における子供舞台芸術鑑賞体験支援事業

2,000百万円
・劇場・音楽堂等で行われる、子供たちの鑑賞・体験の機会を提供する公演を実施するための費用等を支援。

<補助>

■地域中核事業

文化拠点としての機能強化 1,223百万円
・地域の中核的な劇場が実施する公演、人材育成、普及啓発、共生社会への取り組みを支援。

<補助>

劇場・音楽堂等と芸術団体との連携による地域活動基盤形成支援事業【再掲】

1,024百万円
優れた実演芸術団体(又は統括団体)と地方の劇場音楽堂等が事業連携を行い、実演芸術団体の中長期的な活動基盤を形成する取組を支援。

<補助>

運営
改善

- 劇場法6条・9条・13条・16条
- 経済財政運営と改革の基本方針2025(コンセッション)
- PPP/PFI推進アクションプラン

○基盤整備事業

組織力・専門性強化 67百万円
・劇場・音楽堂等が抱える課題・ニーズにきめ細やかに対応した研修(アートマネジメント・舞台技術)、現地支援員(創造発信活動等の計画立案に対する指導助言等)の派遣、ウェブサイト等による情報提供の実施、劇場・音楽堂等の活動状況等に関する調査・分析。

<委託>

○文化施設サービス刷新・活動活性化等運営改善推進支援事業

コンセッション導入促進 120百万円
・コンセッション導入に関する専門家による電話相談対応や自治体等への専門家派遣、導入可能性調査等に要する経費等への助成。

<委託・補助>

アウトプット(活動目標)

令和8年度
・子供への舞台公演鑑賞機会の提供 600公演
・公演・普及・人材育成、共生社会等への助成 167件
・コンセッション導入における支援 6件

短期アウトカム(成果目標)

・子供の文化芸術への親しみの向上
令和8年度 80%
・コンセッション具体化 令和8年度 10件

中期アウトカム(成果目標)

・子供の文化芸術活動参加意識の向上
令和10年度 80%
・コンセッション具体化 令和13年度 35件

長期アウトカム(成果目標)

・子供の文化芸術活動開始 50%
・鑑賞行動における地域間格差の是正

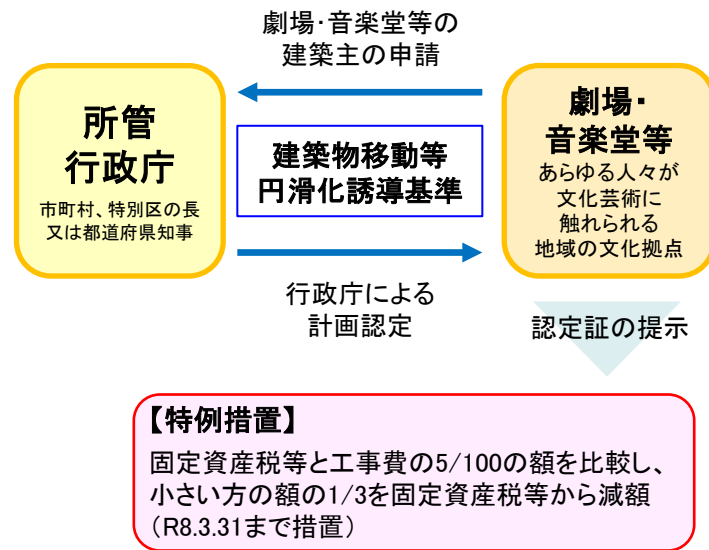
担当：企画調整課

【障害者に対応した劇場・音楽堂等に係る特例措置の拡充及び延長】

[固定資産税、都市計画税]

要望内容

民間事業者が設置する劇場・音楽堂等が、建築物移動等円滑化誘導基準に適合するバリアフリー改修を行う場合に固定資産税・都市計画税額の税額を3分の2に軽減する特例措置について、高齢者や障害者等の利用する施設の利便性及び安全性の向上を図るため、適用対象施設を特別特定建築物に拡大する等の拡充を行い、様々な用途の既存建築物のバリアフリー化を促進する。(※国土交通省との共同要望)



【要望】

- 特例措置の対象となる建築物を特別特定建築物に拡大するとともに、対象となる工事の要件を緩和する。
- 固定資産税等の税額を1/2に軽減する(2/3から拡充)等の措置を講じる。
- 本特例措置を2年間(令和8年4月1日～令和10年3月31日)延長する。

【適用対象建築物の拡大】

実演芸術に触れることのできる劇場・音楽堂等だけでなく、対象を特別特定建築物に拡大。

※歴史資料・美術品等を展示する博物館や美術館、メディア芸術を提供する映画館等の文化施設も新たに対象となる。



車いす用の
広い鑑賞スペース・通路
(ミュウザ川崎シンフォニーホール)



トイレのバリアフリー化
(オストメイト設置)
(紀伊國屋サザンシアター TAKASHIMAYA)

背景・現状

- 【文化芸術基本法】国民が障害の有無等にかかわらず等しく、文化芸術活動ができる環境の整備が図られなければならない。(第2条第3項関係)
- 【障害者による文化芸術活動の推進に関する法律】国は、障害者が文化芸術施設(劇場等)を円滑に利用できるように構造及び設備整備等環境整備促進その他の必要な施策を講ずること。(第9条関係)
- 【劇場・音楽堂等の活性化に関する法律】国は、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する民間事業者が行う劇場、音楽堂等の事業への支援を行うこと。(第10条第2号関係)
- ・バリアフリー法改正(R7年6月施行)(劇場等の客席に係る義務基準創設及び誘導基準の見直し等) ※今秋には、バリアフリー法に基づく基本方針が見直され、バリアフリー化率の目標も引き上げられる予定。

目標・効果

劇場・音楽堂等のみならず、博物館・美術館、映画館等の文化施設のほか、不特定多数の高齢者、障害者が利用する特別特定建築物について、税制の特例措置を講じることにより、民間事業者の改修費用負担の軽減を図ることで、既存の特別特定建築物のバリアフリー化が促進される。

【減収見込み額】: 5.8百万円

※改正後の特例措置が適用される令和9年度の見込額